



雇均発 1127 第 6 号  
令和 2 年 11 月 27 日

日本労働組合総連合会 会長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の活用促進に係る  
再周知と相談窓口のご案内について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の方を支援する助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）を令和 2 年 3 月 13 日より設けております。

都道府県労働局においては、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等の労働者の方からの相談内容に応じて、当助成金の活用や特別休暇の導入の働きかけを行っているところですが、令和 2 年 2 月 27 日から同年 9 月 30 日までに取得した休暇に係る申請について、令和 2 年 12 月 28 日が期限となっていることに伴い、今般、別紙リーフレットのとおりに、令和 2 年 11 月 24 日から同年 12 月 28 日までの期間、都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を開設し、労働者の方からの相談内容に応じた事業主に対する特別休暇制度導入や当助成金の活用のさらなる促進、当助成金申請に向けた申請書類の作成支援を行いますので、周知いただきますようお願いいたします。

つきましては、メルマガ等の周知用の文例を作成いたしましたので、貴連合会のホームページ・広報誌等への掲載、窓口への設置などにより貴会会員へ周知広報いただきますよう、お願いいたします。

※なお、11 月 27 日に、対象となる休暇取得の期間を令和 3 年 2 月末まで延長する予定であることを公表しました。

(別紙)

- ・周知文例
- ・「小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内」（リーフレット）

(参考)

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の概要（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

(別紙)

## 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、特別な有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して以下のとおり助成金を支給しております。

令和2年11月24日から同年12月28日までの期間、都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」において、労働者の方からの相談内容に応じた事業主に対する特別休暇制度導入や当助成金の活用のさらなる促進、当助成金申請に向けた申請書類の作成支援を行っていますので、当相談窓口をご活用ください。

**【支給額】** 特別な有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(※)

※ 日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）

### 【支給対象期間及び申請期限】

対象となる休暇取得の期限は、令和2年12月末までですが(※)、休暇取得の時期によって申請期限が異なるためご注意ください。(※なお、11月27日に、対象となる休暇取得の期間を令和3年2月末まで延長する予定であることが公表されました。)

●令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分

⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで申請受付（期限が迫っております）

●令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで申請受付

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は対象。  
(事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要)

### 【助成金制度の概要】

\*厚生労働省ホームページ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

### 【小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口】

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を12月28日まで都道府県労働局に開設し、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等の労働者の方からの相談内容に応じて、事業主に対して、当助成金の活用の促進や申請のサポートを行います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697118.pdf>